

要項の内容は変更となることがあります。変更が生じた場合には、福井大学 HP
(https://www.u-fukui.ac.jp/user_local/lifelong/syakaikyoiku/) でお知らせします。

令和 8 年度 福井大学社会教育主事講習（委嘱講習） 実施要項

1. 目 的

この講習は、主として**社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者を対象**として、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 5 の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和 26 年文部省令第 12 号。以下「省令」という。）に基づき実施するもので、社会教育に携わる専門的職員等の資質の向上を目的とする。

なお、講習修了者は「社会教育士」と称することができます。

2. 実施機関 国立大学法人福井大学

3. 開催期間 令和 8 年 7 月 28 日（火）～令和 8 年 8 月 7 日（金）

4. 受講資格

社会教育主事講習等規程第 2 条の各号のいずれかに該当する方のうち、主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している方
詳細は、別紙資料「社会教育主事講習の受講資格について」を確認してください。

なお、**北陸地区（富山県、石川県、福井県）在住又は在勤の方に限定**します。

※前年度までの本学講習を分割受講された方については、在住・在勤地に関わらず受講申し込いただけます。

5. 定 員

10 名 【福井会場】 5 名程度 【石川会場】 3 名程度 【富山会場】 2 名程度
※受講申込の際に希望する会場を第 1 希望から第 3 希望まで順位付けしてください。ただし、希望状況によっては別会場での受講をお願いすることがあります。予めご了承ください。
※受講希望者数が定員を上回った場合、受講者を選定します。受講者選定の取扱いについては、「10. 受講者の決定及び通知」を参照してください。

6. 実施場所

【福井会場】 福井大学 文京キャンパス アカデミーホール
(〒910-8507 福井県福井市文京 3 丁目 9 番 1 号)
福井大学 二の宮キャンパス コラボレーションホール II
(〒910-0015 福井県福井市二の宮 4 丁目 4 5 番 1 号)

【石川会場】 石川県庁 会議室
(〒920-8575 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地)
※別表 2「石川会場実施会場一覧」をご確認ください。

【富山会場】 富山県防災危機管理センター
(〒930-8501 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号)
※別表 3「富山会場実施会場一覧」をご確認ください。

※受講会場に関わらず、本講習に係る問合せ・ご連絡は福井大学総合教職開発本部（メール：

gpdt-all@ml.u-fukui.ac.jp、電話 0776-27-8997) あてにお願いいたします。なお、口頭伝達による理解の齟齬発生を防ぐため、できるだけメールでのお問い合わせをいただきますよう、ご協力をお願い致します。

7. 開設科目・形態及び単位

社会教育主事講習等規程第3条で定める科目のうち、2科目4単位を開設します。

「生涯学習支援論」(集合型) 2単位

「社会教育経営論」(集合型) 2単位

※「集合型」…指定の日時に会場で受講する形態

詳しい日程、講義内容・テーマ、教育方法、配当時間数及び担当講師予定者の職氏名等については、別表1をご覧ください。

8. 講習科目の代替申請

社会教育主事講習等規程第7条第2項及び第3項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目の単位として認定を希望する方は、社会教育主事講習単位修得認定申請書に単位修得証明書等の修得済みの単位を証明できる書類を添えて提出してください。

ただし、受講申し込み時点で未修得の単位については認定できません。

9. 受講申込方法及び提出期限

(1) 提出書類

① 受講申込書(様式1)

※特に、「E-mail アドレス」については、以下の注意事項をよく御確認ください。

【メールに関する注意事項】

講習に関する各種連絡等をメールにて一斉送信します。受講申込後はメールアドレスの変更はできませんので、必ず以下のア～オの要件を全て満たすメールアドレスを一つのみ記載してください。

ア：平日や休日を問わず、常時確認が可能なメールアドレスであること

イ：受信データサイズに極端な制限がないこと

ウ：添付ファイルの開封・閲覧等が可能であること

エ：キャリアメール(docomo、au、Softbank等の携帯メール)は不可

オ：個人所有のメールアドレスであること。職場の代表アドレス等は不可

② 受講資格を証明する書類

(卒業又は修了証明書(証書、証明書の写し可)、教育職員免許状の写し、所属長の勤務証明書(様式2)等。社会教育主事講習等規程第2条の各号のうち、**受講申込書(様式1)に記載した1点のみ**でよい)

③ 履歴書(様式3)

④ 「社会教育主事講習修了証書」の写し、又は「社会教育主事講習修了証明書」もしくは、「単位修得証明書」(大学が作成する様式)

⑤ 戸籍抄本(※各証明書等に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ)

⑥ 返信用封筒1通(角形2号(A4サイズ))

※講習修了証書送付用として530円分の切手(簡易書留利用のため)を貼付の上、

宛名を明記すること。

(2) 講習科目の代替

福井大学において実施する本講習では省令第7条第2項及び第3項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えることができます。ただし、2科目全ての代替は認めませんので、1科目以上(科目は問いません)は受講してください。希望する方は、次の書類を備え、受講申込書とともに勤務地又は居住地の県教育委員会に提出してください。

① 社会教育主事講習単位修得認定申請書(様式4)

② 単位修得証明書(写し可。原本の提出は不要)

- ・過去に社会教育主事講習で修得した科目の場合…「社会教育主事講習単位修得証明書」を提出
- ・大学の社会教育主事養成課程で修得した科目の場合…社会教育主事資格科目の「単位修得証明書」を提出(「成績証明書」は不可)

(3) 分割受講

本講習では、複数年度にわたる分割受講を認めています。ただし、一つの科目内での分割受講はできません。

分割受講を希望される方は、受講申込書の「受講希望科目」欄に、本年度受講希望科目のみに○印をつけてください。

令和2～7年度に本学社会教育主事講習を分割受講した方は、受講申込書の「本学講習で修得済の科目」欄に○印をつけ、受講終了後に発行した「単位修得証明書」を併せてご提出ください。(再発行は有料です。希望する場合は福井大学総合教職開発本部までお問い合わせください)。

受講申込者は、必要な書類を整え、5月29日(金)までに、勤務地又は居住地の県教育委員会に提出してください。

県教育委員会は、申請書類により受講資格の有無を審査の上、とりまとめ受講申込者名簿(所定様式)を添えて、6月12日(金)までに下記あて送付してください。

提出先：福井大学 総合教職開発本部

〒910-8507 福井県福井市文京3丁目9番1号

10. 受講者の決定及び通知

福井大学が運営委員会の意見を基に受講者を選定し、その結果を、推薦のあった県教育委員会及び受講者本人にメールにて通知します(6月末～7月初旬を予定)。

なお、受講対象者の選考を行う際には、以下の順で優先順位をつけることとします。

※受講者の決定に必要な書類等で不備がある場合、選考対象から除外することがあります。

- ① 教育委員会事務局職員、公民館等職員
- ② 学校教員
- ③ 首長部局職員
- ④ その他

11. 受講者の集合日時及び場所

集合日時、場所については、受講許可通知メールの送付と併せてご案内いたします。集合型で開講する「生涯学習支援論」、「社会教育経営論」は受付にて確認を行いますので、メールの通知画面をご提示いただくか、メール文面を印刷してお持ちください。

なお、他会場とのオンラインセッション、レポート執筆等を行いますので、ノート PC を持参いただくことになります。以下の要件を満たす PC をご準備ください。

- ・ Microsoft Word が使用可能であること
- ・ Zoom が支障なく利用可能であること
- ・ ヘッドセット（マイク機能付きイヤホン）

個人で所有していない場合には、職場等で貸与を受ける等して 1 台必ずご準備ください。本学からの貸与はできません。

12. 受講に要する経費

受講料は徴収しません。ただし、受講に関する経費（交通費、食費、宿泊費等）は、受講者の負担とします。

13. 講習期間中の交通手段について

① 福井会場で受講する方

自家用車での本学キャンパスへの入構はできませんので、公共交通機関を利用してください。やむを得ず自家用車を使用する場合は、近隣のコインパーキング等を利用してください。自転車の方は、構内の駐輪場をご利用ください。

② 石川会場で受講する方

駐車場はありますが、なるべく公共交通機関を利用してください。

③ 富山会場で受講する方

自家用車での来場はできませんので、公共交通機関を利用してください。やむを得ず自家用車を使用する場合は、近隣のコインパーキング等を利用してください。

14. 修了証書の授与

社会教育主事講習等規程第 3 条に定める単位（8 単位）を修得した方に対し、同規程第 8 条により福井大学長が修了証書を授与します。併せて、講習修了者は「社会教育士」の称号が得られます。一部の科目のみ修得した方に対しては、修得した科目の単位修得証明書を発行します。（修了証書、単位修得証明書は、令和 9 年 2 月頃の発送を予定しています。）

15. 宿泊について

宿泊の斡旋は行いません。

16. 個人情報の取扱について

提出された書類等に記載された氏名、住所、電話番号等の個人情報は、下記の目的に限り利用します。

- (1) 福井大学における社会教育主事講習の実施に関する業務
- (2) 県等教育委員会において、履修認定等に必要と認める場合

なお、社会教育主事講習の修了者の氏名・所属については、今後自治体から継続的な学習機会に関する情報提供や各自治体が実施する事業への協力依頼をお願いするために、書類を提出した都道府県教育委員会へ情報提供を行います。また、受講申込書の「個人情報の提供に同意する」の項目にチェックがある場合に限り、受講申込書の「提供可能連絡先」の回答内容について、各都道府県教育委員会へ情報提供を行うことがあります。

17. その他注意事項

- ・ 非常変災時や感染症の感染状況によっては、開講形態の変更や、講習日程を変更・中止することがあります。要項の内容に変更が生じた場合には、本学ホームページ (https://www.u-fukui.ac.jp/user_local/lifelong/syakaikyoiku/) にて案内します。
- ・ 講習の受講に際し、よくある質問を本学ホームページ (https://www.u-fukui.ac.jp/user_local/lifelong/syakaikyoiku/) に掲載していますので、併せてご確認ください。



**福井大学社会教育主事講習
運営委員会事務局**

福井大学総合教職開発本部
〒910-8507 福井県福井市文京 3 丁目 9 番 1 号

TEL : (0776) 27-8997

FAX : (0776) 27-8731

E-mail : gpd-t-all@ml.u-fukui.ac.jp

※口頭伝達による齟齬発生防止のため、できるだけメール
によるお問い合わせをお願いします。